平成２６年（フ）第１１８号
千葉県旭市江ケ崎1644番地15　宮内アパート２号
債務者　土佐起代子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２５号
千葉県山武市白幡2537番地１　グリーンテラス楓102号
債務者　伊藤　京子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２７号
千葉県山武市津辺16番地３　サニーヴィラ206号室
債務者　伊東　雅明
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２５２号
静岡県伊豆の国市四日町284番地の７
債務者　西澤　敏明
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１４５０号
愛知県津島市鹿伏兎町上郷125番地、従前の住所愛知県津島市鹿伏兎町東167番地　ソーパネルＢ101号
債務者　住田枝美果（旧姓新城・見田）
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１１号
愛知県一宮市萩原町串作1481番地
債務者　小川　元彦
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第４９号
京都府与謝郡与謝野町字滝2410番地
債務者　小西　龍実
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第４０号
福岡県柳川市久々原11番地、前住所福岡県久留米市荘島町330番地３　エバーライフネアシティ久留米壱番館1301号
債務者　武田　時久
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第３号
徳島県三好市池田町シマ1009番地１
債務者　大山　留美
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第４４号
茨城県日立市河原子町４丁目６番９―202号
債務者　大場　勝宏
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第６８号
茨城県日立市会瀬町１丁目６番22号、前住所茨城県日立市幸町１丁目11番１号
債務者　羽石　敏江
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第６９号
茨城県日立市日高町５丁目７番10―103号
債務者　大森ゆかり
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第２３９号
新潟市中央区女池上山３丁目19番31号
債務者　小林　　一
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４０号
新潟市中央区女池上山３丁目19番31号
債務者　小林　静江
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４６号
新潟市東区新石山２丁目11番地１　こぶし1012号、前住所新潟市東区東明７丁目２番地７
債務者　風間　榮輔
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５２号
新潟市中央区高志２丁目４番18号　メゾンロベリア３－Ｅ
債務者　井越　浩治
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６５号
新潟市西区寺尾上３丁目１番24号
債務者　佐藤　秀夫
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　新潟地方裁判所民事部